

答 申 書

1 審査会の結論

- (1) 羽幌町長（以下「実施機関」という。）が、平成28年2月10日付け羽総情号で行った公文書時限非公開決定（以下「本件処分」という。）について、処分を取消すとの求めがあったが、本件については、時限非公開期間終了後、対象となる文書を公開しているため処分は取消さない。
- (2) 意思形成過程にかかる非公開情報（羽幌町情報公開条例第6条第1項第4号）、時限非公開とした文書において、以下のようにまとめる。

2 異議申立ておよび審査の経緯

(1) 異議申立ての経過

- (ア) 本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成28年2月1日付けで、「ハートタウンはぼろ」に関する検証（委託契約）報告書につき、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき公文書の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。
- (イ) 同年2月10日付けで実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、該当する公文書が2月23日開催の羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会（以下、特別委員会）において検証報告を行うこととなっていることから、特別委員会開催前に公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、不当に町民に間に混乱が生じるとして、第6条第1項第4号及び第10条第2項の規定に基づく本件処分（2月23日開催特別委員会終了後であれば公開する時限非公開）を行い、その旨を申立人に通知した。
- (ウ) 同年2月16日付けで申立人は、実施機関に対し、本件処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをしたので、実施機関は同年2月26日付けで、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条に基づく諮問を行った。

(2) 審査の経緯

- (ア) 当審査会における審査手続きとして、平成28年3月3日開催の審査会后、同年3月7日付けにて実施機関に対し時限非公開決定の説明を求めるとともに、対象となる公文書の提出を求めた。申立人に対しては、意見陳述等の有無を照会したところ、同年3月24日に次回審査会において意見陳述を行う旨報告を受けた。

(イ) 同年4月26日に審査会を開催し、実施機関側より本件処分に関して時限非公開の理由の説明を受け、申立人においては、異議申立てに関する意見陳述が行われた。

(ウ) 同年6月7日に審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 公開請求の対象となった公文書

実施機関は、公開文書に基づき次のとおり公文書を特定し時限非公開とした。

- ・ハートタウンはぼろ事業検証業務報告書及び合意された手続実施報告書

4 申立人の主張要旨

申立人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立ての理由

情報公開条例の基本的主旨に著しく反しているとし、率直な意見交換が損なわれる、不当に町民に混乱を招くといった非公開理由は理解しがたいことを理由としている。

(2) 意見陳述における主張内容

条例において、羽幌町情報公開条例第1条に「目的」、第3条に「実施機関の責務」が定められているが、今回の本件処分はこれらから逸脱している。

議会は町民の代表として町の提出資料と説明を基に粛々と議論すべきであり、本件情報公開とは全く関知せず、率直な意見交換が損なわれることはない。また、不当に混乱を招くという点においても、誰がどのように混乱するのか。請求した申立人が町に混乱を与えるのか。

今回の決定は町民の知る権利を不当に侵害するものと主張している。

5 実施機関の説明要旨

実施機関における時限非公開理由の説明内容は、次のとおりである。

申立人が公開請求した時点で、2月23日に羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の開催は決定していた。当該文書は特別委員会での検証報告を作成する上での基礎資料となるため、特別委員会の開催前に当該文書が公開されれば、外部からの圧力等により自由かつ率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると判断した。公開された公文書が誤った解釈により報道等された場合、それがあたかも正しい情報であるかのように誤解され、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれもある。これらの理由のため、特別委員会開催までの間は文書について非公開と決定した。完全非公開ということではないので、請求者の権利を阻害しているつもりはない。

6 審査会の判断

当審査会は、申立人における異議申立ての理由および意見陳述における主張や実施機関の理由説明に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報や不存在の該当性について、事案の内容に即し、個別かつ適切に判断されなければならないことはいふまでもない。

(2) 羽幌町情報公開条例第6条第1項第4号（意思形成）

羽幌町情報公開条例第6条第1項第4号では、町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報としている。本号は、町政の適正な執行を確保するため、実施機関が行う事務事業に係る意思形成過程における情報について、公開することにより、未成熟又は不確実な情報が流布し、それによって誤解や憶測などによる混乱を招き、合理性、中立性等を備えた公正、適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報を非公開情報として定めたものである。

情報を公開した場合、請求者個人への公開としているが、それは広く世間一般に対して公開しているものとみなすので、請求人個人が混乱を招く、招かないについては議論はしない。

(3) 本件対象公文書について

本件異議申立ての要因となった公開請求の対象公文書は、上記3で説明しているとおり、実施機関が(株)コムズワーク社に委託した(株)ハートタウンはぼろが経営破たんに至った経緯の分析や会計処理の適否の検証に関する実績報告書である。

(4) 公文書時限非公開決定の妥当性について

以上を踏まえ、本件処分について検討する。

実施機関の説明によると、公開請求時点においては、本件対象公文書が特別委員会における検証報告及び委員への説明資料の基礎となるもので、特別委員会前に公開されれば、外部からの圧力等により自由かつ率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとし、公開された公文書が誤った解釈により報道等された場合、それがあたかも正しい情報であるかのように誤解され、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれもあるとして、特別委員会終了後に公開できるとした時限非公開としたところである。本件に関わる(株)ハートタウンはぼろ問題は、町全体を揺るがす案件であるため、実施機関としても長期にわたり議論を重ね、慎重に慎重を期して対応していることも伺える。

しかし、当審査会では(株)ハートタウンはぼろに関する専門的知識もなく、検証に関する権限もなんら持ち合わせていないが、本件請求は、業者に委託した(株)ハートタウンはぼろが経営破たんに至った経緯の分析や会計処理の適否の検証に関する実績報告書が該当する公文書であり、すなわち羽幌町が業者に業務委託した実績報告書であって、いち業者が羽幌町の求める仕様に基づき、会計処理の適否、経営分析等を実施し、契約期間内に提出した報告書である。この実績報告書には、実施機関の意思形成に関わる部分があったのであろうか。同様に特別委員会へ提出することとしていた業務委託実績報告書を基礎に実施機関で作成した検証報告、それに付随する説明資料のように特別委員会を構成する議会議員への意思形成過程の判断材料と同等とするのは疑問が残る。業務委託した実績報告書に意思形成過程に関わる重大な判断材料があるのであれば、マスキング処理(黒塗り)し、一部非公開とすることも可能であったのではなかろうか。

このことから、請求時点において(株)コムズワーク社に委託した(株)ハートタウンはぼろが経営破たんに至った経緯の分析や会計処理の適否の検証に関する実績報告書においては公開決定(一部公開決定)が妥当であったと判断する。が、現在において対象となる公文書を既に公開しているため、本件処分は取消さない。

(5) その他

条例で規定する当審査会の権限は、公開請求に対し実施機関が行った非公開(一部公開を含む)決定や不存在などの決定処分が妥当であるかどうかを審査することを本務としており、実施機関の事務の適否や対応を判断する機関ではない。

7 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、1の審査会の結論のとおり答申するものとする。

8 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後藤 英文

職務代理者 花村 春光

委 員 足達 由香、村上 隆宏、松森 二美子